

港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者は、警備業法に基づく事業者であり、繁華街の生活安全対策や巡回指導業務等の豊富な実績とノウハウがあると同時に、仕様書に定められた実務経験者等の必要な人材を確保し、業務遂行体制を備えていること、本業務の目的を十分に理解し、新橋、六本木、赤坂、大門・浜松町、田町、品川地区における客引き行為等に関する現状と地域特性を把握したうえで、状況を改善させるための手法を明示し、確実に実施できる事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断（第一次審査及び第二次審査の点数を合計）し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和4年2月4日（金）までに、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です。（説明15分、質疑15分程度）。

プレゼンテーション用資料の追加配布（提出部数10部）は認めるものとしませんが、企画提案書等の内容を超える新たな提案を追加することは認めません。

なお、プレゼンテーション用資料の体裁・分量は、A3・1枚とします。また、第二次審査用に追加資料の提出を求める場合があります。

第二次審査の際は、参加申込書で記載された担当者のほか、仕様書にある警備員指導教育責任者（同資格保有者）（各地区の責任者のうち1名）も同席してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

ア 実施日時

令和4年2月10日（木）午後5時

イ 実施場所

港区役所

ウ 結果通知

令和4年2月17日（木）までに、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務実績について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に必要な実績とノウハウを有しているか。
業務に対する基本的な考え方・取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的や内容を正確に理解しているか。 ・業務遂行に向けた考え方、取組姿勢、視点など十分な意欲を有しているか
人材の確保及び教育について	<p>①人材の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験者等（定年退職した警察官等）適切な人材を確保し、配置できるか。 ・適正な雇用形態であるか。 ・新型コロナウイルス感染症等による急な欠員に対応できる体制が確立されているか。 <p>②業務従事者への教育やスキルアップのための研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者に対し、業務上必要な内容に加え、その他一般教養や接遇等の十分な教育を実施する体制を有し、指導員の育成が見込まれるか。
実施体制等について	<p>①安全対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を安全に履行できる体制及び業務中の事故等防止対策が確立されているか。 ・新型コロナウイルス感染症を踏まえ、業務環境の整備や指導員への安全対策が適切に行われるか。 <p>②区との連絡体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務履行状況を適切に確認できる体制や、区との連絡体制が確立されているか。 <p>③緊急時の体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務履行中に発生または発見・現認した事件、事故など緊急時の対応及び関係機関との連絡・連携体制が確立されているか。 <p>④警察等関係機関や関連他業務との連携等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施にあたり、警察等関係機関との連携体制が構築できるか。 ・関連他業務（港区青色防犯パトロール業務、みなとたばこルール巡回指導等業務）との連携体制を構築し、迷惑行為等の抑止・啓発等の共通事項に対応できるか。 <p>⑤業務従事者間の連携等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員指導教育責任者と指導員及び指導員同士での連携体制が確立されているか。

	<p>⑥業務管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を確実に履行できる体制が確立されているか。 ・業務目的の達成に向け、必要な実施体制を明確に示しているか。
区民や来街者等への対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・区民や来街者等に対し、港区客引き行為等の防止に関する条例、六本木安全安心憲章及び社会通念上の迷惑行為の抑止について効果的に周知・啓発する方法が提案されているか。 ・区民や来街者等から質問や要望等を受けた際の対応が適切であるか。
新橋地区の地域特性を踏まえた改善手法について	<ul style="list-style-type: none"> ・新橋地区の特性及び現状等を分析し、それらを踏まえた適切かつ実現可能な提案となっているか。
六本木地区の地域特性を踏まえた改善手法について	<ul style="list-style-type: none"> ・六本木地区の特性及び現状等を分析し、それらを踏まえた適切かつ実現可能な提案となっているか。
赤坂地区の地域特性を踏まえた改善手法について	<ul style="list-style-type: none"> ・赤坂地区の特性及び現状等を分析し、それらを踏まえた適切かつ実現可能な提案となっているか。
大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区の地域特性を踏まえた改善手法について	<ul style="list-style-type: none"> ・大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区の特性及び現状等を分析し、それらを踏まえた適切かつ実現可能な提案となっているか。
事業の充実に向けた提案について	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の充実に向けた新たな提案がなされているか。 ・提案は実現性が高いものとなっているか。また、安定して継続的に運営ができるか。
見積額について	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額は事業提案規模と照らし、適正・妥当な金額となっているか
地域貢献活動項目について	<ul style="list-style-type: none"> ・該当の有無

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務の理解度	・本業務の目的を的確に理解しているか。
提案の実現性	・提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。 ・警備員指導教育責任者等が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。
提案の発展性	・本業務の将来性、創造性、発展性がうかがえる提案がされているか。
理解・回答力	・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。
取組意欲	・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。

4 基準点（最低ライン）

応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととし、第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点（加点項目を除きます。）の60%を基準点（最低ライン）として設定します。

5 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

(1) 共同事業体構成書

(2) 共同事業体協定書兼委任状

(3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・ 港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者
（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

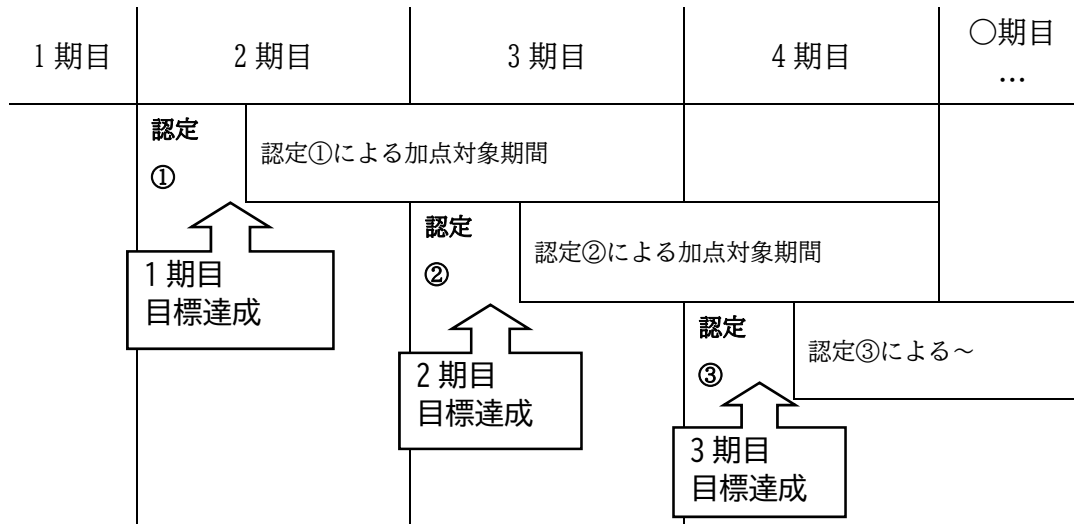
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証に限る。)のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録をしている場合、通知書の写しをご提出ください。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

6 募集方法および審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和4年1月7日(金)に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和4年1月21日(金)午後5時をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

(4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一次審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記3(1)記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

7 審査結果の公表等

(1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。

(2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。

(3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和4年4月1日(金)以降に港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。